

高収益作物次期作支援交付金の運用見直し関係Q & A（未定稿）  
（令和2年10月23日現在）

（運用見直しの経緯）

問1 今回、なぜ運用を見直すこととしたのか。

（答）

高収益作物次期作支援交付金の創設当時は、新型コロナウイルスによる影響が更に拡大・深刻化することへの不安が蔓延する中で、新型コロナウイルスの影響を受けた農業者の方々が、営農を断念することなく次期作に前向きに取り組んでいただけるようにするため、要件を簡素で弾力的にするなど、困っている方が申請しやすい仕組みになるようにしたところでした。

その結果、非常に多くの申請をいただきましたが、減収を要件としなかったことから、中には、減収していない品目の申請も含まれていました。

農業者の方々には、要件に即して申請していただいたにもかかわらず、このままの運用で交付金の支払いを行うことになれば、新型コロナウイルスによる影響を受けていないのに交付金が支払われているなどの批判を受けかねず、本事業に必要な予算の確保にも支障が生じることが懸念されます。

今般、このような事態を回避するために、制度の運用を見直すこととした次第です。

（見直しのポイント）

問2 今回の見直しの内容は何か。

（答）

今回の見直しのポイントは、以下の4点です。

- ① 農業者の方々から、申告書を提出していただくこと（既に取組計画書を提出していただいた農業者の方々にも、改めて申告書の提出をお願いいたします。）
- ② 次期作の支援の対象面積について、これまで「次期作の全ての作付面積も可能」となっていた点を「売上げが減少した品目の作付面積まで」としたこと
- ③ 交付額の上限を、減収額を超えない範囲としたこと
- ④ 厳選出荷の支援の対象日数を、90日までとしたこと

このことにより、当初お示ししたものと異なる制度の運用となってし

まい、また、追加の作業が発生することとなるなど、多大なご迷惑とご面倒をおかけすることとなり誠に申し訳ありません。何卒、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、②及び③は、5万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの支援についての運用見直しです。

(申告書提出の背景)

問3 なぜ、申告書を提出することとなったのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者をしっかり支援しつつ、影響を受けていないのに交付金が支払われているなどの批判を受けないようにするためには、新型コロナウイルス感染症の影響のあった品目ごとに、減収額等を確認する必要があります。

このため、新たに交付金の申請に係る申告書を提出いただくこととしました。

(交付金の対象農業者)

問4 売上げが一定割合以上減少していないと、この交付金の支払対象にならないのか。

(答)

そうではありません。減収割合にかかわらず、減収のあった農業者は支払対象となります。

(提出済の取組計画書の扱い)

問5 今回、新たに申告書を提出することとなったが、既に取組計画書を提出している農業者も提出が必要なのか。

(答)

既に取組計画書を提出いただいている農業者の方々にも、今回の運用見直しを適用させていただくこととなりますので、申告書を提出していただく必要があります。

誠に申し訳ありませんが、何卒ご理解をお願いいたします。

なお、既に提出済の取組計画書を再度提出していただく必要はございません。

(対象期間)

問6 申告書にある「対象期間に出荷し又は廃棄し売上げが減少した品目」の「対象期間」とはいつか。

(答)

原則として、令和2年2月～4月です。

なお、生産局長が公募ごとに別に定めた品目については、追加が認められた期間を含みます。

また、生産局長が必要と認めた地域特認品目（野菜・果樹・花き・茶以外）については、追加が認められた期間が対象期間となります。

(出荷期間)

問7 申告書にある「出荷期間」とはいつか。

(答)

今年作としては、令和2年2月から出荷を終えた月までとします。

ただし、申告書や取組計画書の提出時点で出荷や精算が終わっていない場合は、売上げが確認できる直近月とします。

前年作については、原則として今年作と同期間とします。

(申告書の様式の選択)

問8 申告書を記入する場合、どの様式（甲、乙、丙）に記入すればよいのか。

(答)

次期作の対象品目の交付単価に対応する様式（5万円/10a：甲、80万円/10a：乙、25万円/10a：丙）を選択し、記入してください。

なお、「施設野菜」から次期作を「施設花き」に変更する場合は、申告書は様式乙（80万円/10aに取り組む農業者用）を、逆に、「施設花き」から次期作を「施設野菜」に変更する場合は、様式甲（5万円（5.5万円）/10aに取り組む農業者用）を使用してください。

(申告書の品目の記入方法)

問9 申告書の様式に記入する品目名は具体的にどのように書けばよいのか。例えば、数十に及ぶような多品目の花壇苗を栽培している場合は、どのように書くのか。

(答)

いろいろな品目が含まれている野菜、果樹、花きについては、「キャベツ」、「マンゴー」、「うんしゅうみかん」、「切り花（輪ギク）」など、個別の品目名を記載してください。茶は「茶」で結構です。

なお、花きについて、生産する品目が多岐にわたる場合、「切り花（輪ギク等）」、「鉢もの（ファレノプシス等）」のように代表的な品目を括弧書きで1つ記入してください。

(複数品目を記入する場合)

問10 申告書の様式甲は3品目までしか記入できないが、対象品目がそれ以上ある場合、どのようにすればよいのか。

(答)

対象品目が4品目以上ある場合は、様式甲を複数枚使用し記入してください。

(売上げを計算する際の根拠資料)

問11 売上げの根拠となる資料も提出するのか。

(答)

今回、申告書の提出に当たって、出荷期間の売上げがわかる資料の一律の提出は求めませんが、出荷伝票や通帳等の売上げがわかる資料の確認や提出が必要となる場合がありますので、5年間必ず保管するようお願いいたします。

(次期作の品目)

問12 今回の見直しで、減収した品目や面積が明確化されることになったが、この見直しに伴い、次期作の品目も「売上げが減少した品目と同じ品目」でなければいけないのか。

(答)

同じ品目でなくても構いません。

(次期作の農地)

問13 申告書に「売上げが減少した品目の作付面積」を記入することとなっているが、次期作の支援対象となる農地は、減収した品目が作付けられていた農地と同じ農地でないといけないのか。

(答)

次期作の農地は、申請者が経営する農地であれば、減収した品目が作付けられていた農地と同じ農地である必要はありません。

(厳選出荷の支援対象日数)

問14 厳選出荷の支援の対象日数を、作業従事者1人につき90日までとするのはなぜか。

(答)

支援の対象となる期間は、新型コロナウイルス感染症による影響で需要が大きく減少し、卸売市場での売上げ等が減少した時期である2月以降に、厳選出荷の取組を開始した日から、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり厳選出荷の取組を終了した日、又は対象品目の出荷を終えた日のいずれか早い日までとしています。

これまで、支援対象日数に上限はありませんでしたが、今般の見直しに当たって、品目ごとの2月以降の各産地等での取組の状況と、市場価格や出荷量、出荷額等の状況等の実態を踏まえ、支援対象日数を90日までとしたところです。